

議案第 35 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表救急外来患者等診療手当の項を次のように改める。

救急外来患者等診療手当	上野総合市民病院に勤務する医師が救急当番日の宿日直勤務の時間内に救急の外来患者等を診療したとき。	診療した患者に入院を指示した場合	1件	6,000円
		上記の場合以外の場合		3,000円

別表放射線読影手当の項の次に次のように加える。

研修医指導管理者手当	上野総合市民病院に勤務する医師が臨床研修医（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により臨床研修を受けている医師をいう。）の指導管理業務に従事したとき。	プログラム管理者	月額	30,000円
		指導担当者		10,000円

内視鏡業務手当	上野総合市民病院に勤務する内科以外の診療科の医師が月2日以上患者の内視鏡検査又は内視鏡手術を行ったとき。	日本消化器内視鏡学会の指導医である者	月額	50,000円
		日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会又は日本消化器外科学会の専門医である者		20,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。